

休日応急歯科・障がい者歯科診療所の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和5年(2023年)8月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

休日応急歯科・障がい者歯科診療所の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

公の施設の名称	休日応急歯科・障がい者歯科診療所
指定管理者となる団体	東京都町田市原町田五丁目8番7号 公益社団法人 東京都町田市歯科医師会 会長 長崎 敏宏
指定の期間	2024年4月1日から2029年3月31日まで